

期日	班	資料番号
11/23	1	4

平成30年度 香取市市民事業仕分け

事業名	広報事業
担当部課	総務企画部秘書広報課

香 取 市

事業シート (概要説明書)

予算事業名	広報発行費		事業開始年度	平成18年度														
上位施策事業名	市民サービス・行政サービス		担当局・部名	総務企画部														
根拠法令等	香取市広報発行規程		担当課・係名	秘書広報課・広報広聴班														
事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務		作成責任者	佐伯 治														
実施の背景	香取市に市町村合併した平成18年度から28年度までは、タブロイド判(新聞折込のチラシサイズ)で月2回発行していた。市民により身近な紙面構成とするため平成29年度からA4判に変更したことで、人件費を削減するために編集業務の一部を民間に委託したことで1部あたりの印刷単価が上がり、また新聞折込料は2倍となったため、月1回の発行となった。																	
目的 (何のために)	政策や行政サービス、地域情報を周知・提供することで、その活用や市政への参画を促す。																	
事業概要	対象 (誰・何を対象に)	広報紙：市民。 ウェブサイト及びマスメディア対応：香取市に関する情報を必要とするインターネット・モバイル端末などの利用者、新聞・TV・情報誌の購読・閲覧者など。		対象者数 (全住民に対する割合)														
				78,585	人 (100 %)													
	実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 (直営) <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託 又は <input type="checkbox"/> 指定管理 (委託先：株エリート情報社)																
		<input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕 (補助先：) 実施主体： ()																
		<input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先：) <input type="checkbox"/> その他 ()																
事業内容 (手段、手法など)	事業内容 ①広報紙：市政全般にわたる行政情報や地域情報を掲載した「広報かとり」をA4判平均32ページで毎月1日、年12回発行している。毎号、新聞折込で各家庭に配布するほか、公共施設をはじめ各郵便局や金融機関、コンビニエンスストア、駅舎などに設置している。新聞を未購読世帯のうち独居高齢者で身体的に外出が困難な場合は、福祉サービスの観点から個別郵送を実施している。取材にあたっては、職員は写真と動画を撮影するが、運動競技系や花火などの撮影には技術を要するため、市民映像リポーター制度を導入し撮影補助をしていただいている。作成した広報データは市ウェブサイトに掲載している。 ②ウェブサイト：市政全般にわたる行政情報、観光情報などを、市ウェブサイトで内外に広く発信。平成29年度のアクセス件数は、月平均で約21万6500件と増加傾向にある。一層の増加に向けて、積極的な情報掲載と適切な情報更新を行う。平成28年2月に全面リニューアルしたアクセシビリティに関するJIS規格の等級AAに準拠したサイトや、外部の堅牢なデータセンターでのデータ管理、スマートフォンサイトの生成など、多様な利用環境・状況に対応できるシステムである。市役所内の各部署から市役所内のPCを使って情報を更新し、広報担当職員が最終許可を出す流れで業務を行っている。広報紙の表紙と裏表紙の記事は関連動画サイトを設けているため、撮影した動画を約30秒の枠に編集し、音楽やテロップを入れ込む。この作業は動画編集ソフトを職員が使うが行うが、技術の習得には相当の研修時間を要する。研修時間があまり確保できていない職員の作業となり、毎月相当な時間がかかる。 ③マスメディア対応：市長が行う定例記者会見 (年4回)のほか、プレスリリースとして市ウェブサイトとファクスを使用し、行政などの最新情報を随時マスコミに提供している。 ④広報の広告収入 (毎月、最大16枠)。ウェブサイトの広告収入 (毎月、枠は無制限)。																	
関連事業 (同一目的事業等)																		
コスト		30年度 (予算)		29年度 (決算)		28年度 (決算)		27年度 (決算)										
	事業費合計	30,162 千円		34,458 千円		24,406 千円		36,171 千円										
	事業費内訳 (平成29年度分)	ウェブサイト保守管理委託料…3,139千円 広報紙編集 (レイアウト等) 業務委託料…5,806千円 ※プロポーザル方式により業者選定 印刷製本費…10,268千円 (広報紙印刷31,500部) 新聞折込委託料 (28,640部) …6,864千円 ※入札により業者選定 (1部あたり平均19.9円※H28は9.1円) デザイン編集ソフト使用料 (PC4台分) …371千円 修繕料 (カメラ等の修理) …47千円 市民レポーター…謝礼5千円、保険料11千円/年 市勢要覧作成 (5年に1回) …委託料…7,900千円、著作権料14千円 その他 (消耗品) …33千円																
	人件費	担当正職員	3.35	人	23,785	千円	3.60	人	25,560	千円	4.12	人	29,252	千円	4.12	人	29,252	千円
		臨時職員等		人		千円		人		千円		人		千円		人		千円
	人件費合計	3.35	人	23,785	千円	3.60	人	25,560	千円	4.12	人	29,252	千円	4.12	人	29,252	千円	
	総事業費	53,947 千円		60,018 千円		53,658 千円		65,423 千円										
財源 内訳	国県支出金	28 千円		28 千円		28 千円		7,028 千円										
		国県支出金の内容 自衛官募集事務委託金、合併市町村補助金 (H27のみウェブサイトのリニューアル費)																
	地方債																	
	その他特財	2,415 千円		10,514 千円		2,316 千円		2,304 千円										
		その他特財の内容 広報紙とウェブサイトの広告収入 (H27~30)、がんばろう千葉市町村復興交付金 (H29のみ)																
	一般財源	51,504 千円		49,476 千円		51,314 千円		56,091 千円										
	財源合計	53,947 千円		60,018 千円		53,658 千円		65,423 千円										

事業シート（概要説明書）

予算事業名		広報発行費			事業開始年度	平成18年度		
事業実績	活動実績	【活動指標名】（実績値/目標値）			単位	H29年度	H28年度	H27年度
		広報紙発行部数(1回あたり)			部	31,500	31,500	32,300
		定例記者会見(開催数/年)			回	4/4	4/4	4/4
	単位当たりコスト	事業費のうち広報紙編集業務委託料+印刷製本費	/	年間広報紙発行部数	円	42.5	18.4	18.1
事業成果	成果目標 (指標設定理由等)	指標の設定にあたっては、市民意識調査のアンケート結果、広報モニター制度、市長への手紙、窓口・電話聴き取りなどのデータを参考に、広報紙の新聞折込部数・施設設置部数・個別配布部数/年(随時見直し)と、市ウェブサイトの広報頁リクエスト数/年を合わせた上で概数を設定。						
	成果 (目標達成状況)	【成果指標名】（実績値/目標値）			単位	H29年度	H28年度	H27年度
		広報閲覧概数(ひと月あたり)※ウェブを含む			件	33,000(うちWEBは1,500)	64,400(うちWEBは1,400)	66,100(うちWEBは1,500)
		ウェブアクセス件数(月平均)			件	216,551 / 120,000	154,989 / 120,000	132,963 / 120,000
市民意識調査「広報紙を定期的に読んでいる市民の割合」			%	49.4	-	-		
事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)		<p>【SNSについて】 情報化社会の中で、今後は動画を含め各々の長所を生かした情報発信が広報活動の主軸となる。一方で、ツイッター、フェイスブック、インスタグラムといった未着手のツールがあるが、限られた人員による実行が難しい中、効果的なツールの導入を検討していく必要がある。本市では公式ゆるキャラが不在で、シティプロモーションとして市全般についてつづやくことのできる媒体が無いことが、SNSに着手できない大きな理由のひとつである。</p> <p>【アウトソーシングについて】 ウェブサイトの更新については、各部署の職員が庁内パソコンから作業を行うシステムのため、外部委託は考えづらい。広報紙発行業務は、企画・取材(写真撮影)・原稿作成(各担当課含む)・紙面割付・校正を自前で行っていたが、平成29年度から広報編集・印刷製本業務を事業者に委託したことでレイアウトやイラスト・カットなどの素材集め、色彩バランスなどの作業において負担軽減を実現した。しかし、取材、文章を書く、写真・動画の撮影などは経験とスキルを要し、一連の作業を外部委託するとなれば莫大な予算が必要となる。</p> <p>【人材の確保】 経験のない職員が異動してきても対応できるようにするためには、技術習得のための研修などが相当期間必要であり、1人前になるには最低3年かかる。また、写真撮影や文章作成を苦手としている職員がほとんどであるため、職員の中では不人気な部署である。このため、職員採用段階から映像やデザイン、作文の技術に優れた人材を確保しなければならないと考える。現状では、職員が時間外作業をせずに業務をこなすのは困難である。</p> <p>【市民の満足度、読まれる広報であるか】 自治体によってサービスに差が出る業務の一つである。平成27年度の市民意識調査では、市の施策として「行政の広報活動の充実」は満足率19.7%、不満率15.0%という結果で、タブロイド判では関心の低さが伺えたが、A4判化後の平成29年度の調査(9~10月)では満足率23.3%、不満率13.0%と改善された。</p> <p>【広報事業の方向性】 今後、市民の関心を集めるため、魅力的な広報紙面・HPコンテンツを目指すには、専門技術を要する写真撮影(花火や表紙に使う瞬間を捉えた写真技術、プロが使うズーム望遠鏡の導入など)、動画編集、SNS分野の充実が必要となるが、実際は職員の大きな負担となっている。これらの委託に関しては費用がかかり難しいので、市民補助員(映像リポーター)の増員や、市長への手紙の事務においては再任用職員の活用を図る方策が考えられる。</p>						
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)		月2回発行しているのは、近隣市では旭市、成田市、神栖市。発行にあたり、自治会経由で配布している近隣市では潮来市。近隣の自治体では、保存用のパンチ穴を開けているが、香取市は開けていない。						
特記事項								

広報かとり発行までの流れ (例:11月号の作業工程、一部に12月号含む)

期日	市役所					委託先の民間業者		
	各担当部署	秘書広報課				編集業者	印刷業者	折込業者
	お知らせページ、行政記事の編集	企画、コーナー編集	動画編集、ホームページ更新作業	校正・発送作業				
9月上旬～中旬	原稿作成		取材(写真、動画撮影)、原稿作成	動画の編集(表紙、裏表紙など)				
9月20日	原稿提出	原稿受領	↓					
9月20日～10月3日		原稿推敲、レイアウト作成						
10月3日		出稿	出稿			原稿受領		
10月上旬～中旬	原稿作成(12月号)		取材(写真、動画撮影)、原稿作成(12月号)			レイアウト、画像加工などの編集作業		
10月12日	初校の内容確認		↓		初校受領	初校提出		
10月16日			↓		初校戻し	初校直し受領		
10月19日	再校の内容確認		↓		再校受領	再校提出		
10月20日	原稿提出(12月号)	原稿受領(12月号)→原稿推敲、レイアウト作業	↓					
10月22日		↓	↓		再校戻し	再校直し受領		
10月24日	再々校の内容確認		↓		再々校受領	再々校提出		
10月25日			↓		最終確認～校了	校了になるまで修正作業		
10月25日			↓			校了データを印刷会社へ送付	校了データ受領	
10月30日			↓		発送作業(直接郵送分、施設設置分)		納品、折込渡し	折込分受領
11月1日(発行日)			↓		広報PDFデータ掲載、関連動画掲載			新聞折込
11月2日		出稿(12月号)	出稿(12月号)					

表中の斜線部分は、委託先の民間業者の10月号と12月号に係る工程なので省略。

このほか、地域行事やイベントは休日に開催されることが多く休日出勤となる。また、個人や団体の取材は夜間になることも多々ある。

香取市広報発行規程

平成18年3月27日訓令第13号

改正

平成29年3月24日訓令第2号

(趣旨)

第1条 この訓令は、市政に関する事項を市民に周知させるため、市が発行する「広報かとり」（以下「広報」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(発行日)

第2条 広報の発行は、毎月1日とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、臨時に発行し、若しくは発行日を変更し、又は休刊することができる。

(掲載事項)

第3条 広報に掲載する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例、規則等で特に必要と認める事項
- (2) 主要行政事務に関する事項
- (3) 市民に周知徹底させるべき必要な事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(所管)

第4条 広報の編集及び発行に関する事務は、広報主管課の所管とする。

(配布)

第5条 広報は、市長が必要と認める者に無料で配布する。

(その他)

第6条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

附 則 (平成29年3月24日訓令第2号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。